

重要・ご家庭保存版

放課後等デイサービス わくわく未来CAN2（単位1、2）障害児童相談事業 わくわく未来CAN相談事業部

大災害（震度5以上の地震）および、国からの緊急事態宣言の行動指針 2020年度版

特定非営利活動法人 ワークス わくわく 理事 勝俣恵子

事業所：横浜市瀬谷区東野台2-4

電話：045-303-6161 FAX045-303-6165

「災害時および、国からの緊急事態宣言の行動指針2020年度版」をお知らせ申し上げます。

大災害時には、「固定電話、携帯電話ともに使えない」状況 であり、さらに緊急事態宣言の場合には、一斉に情報を配信することを基本に、指針は計画されております。

大災害については、2019年度版より「横浜市業務継続計画」を根拠とした行動指針に見直しをしております。

【行動指針策定の目的】

子どもたちが実際にわくわく未来CANを利用している時間帯に「震度5以上」の地震が発生したことを想定して指針を策定します。

また、国から緊急事態宣言が発令された場合の情報発信について指針を策定します。

【大災害：震度5】

震度5（強、弱問いません）以上の地震が即時全家庭適用します。この場合、例外規定はありません。連絡の混乱を防ぎ、子どもたちの安全を守ることを目的とします。

さらに、72時間後の業務再開をめざして以下の指針を制定します。

☆学校・ご勤務先にも、本行動指針を必要に応じてご提出し、ご理解頂いて下さい。

☆一刻でも早く保護者の元に子どもたちが安全に保護されること／災害対策を講じ、72時間以内に本業務が再開できることが、行動指針策定の目的です。

【緊急事態宣言】

国からの行動制限となる「緊急事態宣言」が発令された場合、翌日のサービス利用は中止します。

その後の対応等、確実な情報を得たうえで <https://wakuwaku-seya.org> にて、情報を配信します。各ご家庭への連絡はいたしませんので、ご確認をお願いします。

【行動指針の目的】

- ① 指示命令系統を明確にし、判断の遅れによる二次災害のリスク（犠牲者・殉職者）を減するため
- ② 未来CAN職員が「現場判断による行動」をすることを保護者にご理解いただくため
- ③ 優先順位に従った速やかな事業再開によって、保護者の緊急的な業務再開をサポートするため。未来CAN職員が現場判断による行動ができるため。

【事業再開のめやす】

事業再開は、「学校の通学が再開された」ことを判断基準とします。状況に応じて送迎・ご利用時間などは、状況に応じて変わることをご理解ください。

- ・公共交通機関が正常に戻るまで、送迎は対応しません。保護者の対応をお願いいたします。
- ・事業再開後も、状況に応じて事業の運営に変更があることをご理解ください。

【大災害：震度5以上の地震】

わくわく未来CAN事業部 「72時間後の事業再開」とは？

(以下、H29年度改訂 横浜市事業継続計画～地震編～ P15 より抜粋)

2.5.2 ネットワーク及びライフライン関係 (1) 概要 本想定は、過去の調査結果や国等の事例から、ネットワーク及びライフラインは停止することを前提として、独自に設定したものである。(2) 想定内容 次の項目について「復旧までに要する期間(要復旧期間)」を想定した。

【図表 8】ネットワーク及びライフラインの復旧までに要する期間の想定	項目	要復旧期間	補足説明
情報システム	6 日	YCAN や基幹ネットワークを利用するシステムが対象	
電気	3 日		官公署は優先的に送電。ただし、復旧後も計画停電による供給制限の可能性はある。
ガス	2 か月		高圧・中圧導管等の重要設備については、製造供給に支障を与える被害を受けず、ガス供給を継続。低圧導管は被害の少ないエリアから順次供給を再開。社会的優先度の高い施設は、優先的に復旧。
上水道	4 週間	完全復旧までは応急給水や応急復旧で対応	
下水道	※		※道路で支障となったマンホールの除去を最優先。緊急を要する箇所や優先度の高い箇所から順次着手、応急的な仮復旧が出来ない箇所は使用制限により対応
一般電話	3 日	復旧までの間、受信は可、発信は輻輳状態が継続	

わくわく未来CANにおいては、横浜市の計画で、「電気」「一般電話」の復旧期間を3日と想定している点から、安全確保が確実な状態を72時間(3日)としています。

災害の状況をみながら、事業再開について前後される場合があることをご承知ください。

【国からの緊急事態宣言】

わくわく未来CAN事業部の対応は？

- ・事業再開は、国および横浜市こども青少年局・横浜市健康福祉局 からの指示を待ちます
- ・緊急事態宣言が発令された翌日は、サービス利用はできません。正確な情報を整理し、判断の上、<https://wakuwaku-seya.org> にて、情報を配信します。

震度5以上の地震発生が確認された時点で、すべて現場判断の行動に切り替えます。

地震発生【BCP 発動】	すべての業務を中止（送迎、活動、相談）します
5分以内	<ul style="list-style-type: none"> 全体活動の場合＝勝俣の指示命令系統に全職員および子どもたちが入ります 室内活動＝①全員、ウッドデッキに集合 ②大きな揺れが収まり次第、点呼 送迎を含む「分散活動」は、職員が現場実態に応じた安全確保と判断をしたうえで行動します。 情報は、FMよこはま に従います。（ラジオ情報）
10分以内	<p>避難開始：①個人の荷物は、水筒と靴だけ持ち出します。</p> <p>②靴を履いて、東側の駐車場へ移動します。</p> <p>☆命を守ることが最優先です。その他の荷物の保全是、責任外とします。</p>
30分経過以降	<p>カレンダーのうら紙に大きく避難先を書いて退逃します。</p> <p>地域の防災拠点（二ツ橋小学校）へ移動予定。</p> <p>☆建物や周囲の状況に応じて避難先は変わる可能性があります。</p>
30分以降～	<p><u>お迎えをお願いします。</u></p> <p><u>送迎は一切行いません。</u></p> <p>☆送迎中の場合は、現場判断となります。</p> <p><u>救命が必要な状態（意識なし）になっている場合に限り、救急要請を行います。</u></p> <p><u>この場合のみ、震災直後から保護者と連絡を取り続けます。</u></p> <p><u>登録台帳には、必ず連絡の取れる電話番号をお願いします。</u></p>
5時間以内	<p>東野台2ー4へ、必ずお引き取りにお越しく下さい。</p> <p>避難場所は、目立つ場所に貼りだしています。</p> <p>☆6時間経過し、24時間以内にお引き取りがない場合、保護者行方不明として警察へ届け出ます。</p>
72時間経過後 【事業再開】	<p>業務再開＝以下の優先順位の方のみご利用開始します。</p> <p>優先順位1. 両親とも <u>常勤の公務員／救急指定病院勤務の家庭</u> かつ <u>非常招集が実際に発生した家庭</u></p> <p>優先順位2. 両親とも <u>勤務先からの緊急招集が実際に発生した家庭</u></p> <p>優先順位3. <u>ごきょうだい・ご家族に緊急的医療対応・死亡が発生した家庭</u></p> <p>☆通常の事業再開＝「<u>学校が再開</u>」「<u>公共の交通機関が機能</u>」がめやすとなります。</p> <p>★なお、社会全体の復旧状況により前後されることをご承知おきください。</p>

新規策定	2011. 4	改訂	2017. 3. 30
改訂	2012. 3	改訂	2018. 3. 8
改訂	2013. 3	改訂	2019. 3. 4
改訂	2014. 3	改訂	2020. 3. 30
改訂	2015. 3. 27		
改訂	2016. 3. 31		